

泉南市公告第9号

(仮称) 泉南阪南共立火葬場建設事業の総合評価一般競争入札について

(仮称) 泉南阪南共立火葬場建設事業について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定に基づき公告します。

平成28年4月11日

泉南市長 竹中 勇人

記

1 入札に関する事項

(1) 件名 (仮称) 泉南阪南共立火葬場建設事業

(2) 業務内容

(仮称) 泉南阪南共立火葬場(以下「本件施設」という。)の実施設計及び施工(以下総称して「本業務」という。)を一括して発注する方式を採用して、(仮称) 泉南阪南共立火葬場建設事業(以下「本事業」という。)を実施します。

(3) 事業方式

本事業は、選定された事業者が、市と契約を締結し、火葬場の実施設計及び建設業務を遂行する方式(設計施工一括発注方式)により実施します。

(4) 事業期間 本契約として効力が生ずる日から平成30年9月末まで

(5) 予定価格 1,670,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

最低制限価格 事後公表とします。

(6) 総合評価一般競争入札の方法

本入札は、令第167条の10の2第1項及び第2項の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の一般競争入札により行うものです。なお、総合評価に関する手続の詳細事項については、「落札者決定基準」に定めます。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者等の構成

① 入札参加者の定義

入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)の構成については、次のとおりとします。

(ア) 入札参加者は、市の求める性能を備えた火葬場を設計もしくは建設することができる技術的能力及び実績を有する企業(以下「構成企業」という。)により構成されるグループ(以下「参加グループ」という。)とします。

(イ) 参加グループは、火葬場の実施設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、火葬場を建設する企業（以下「建設企業」という。）により構成されるものとし、

② 代表企業の選定

(ア) 参加グループは、構成企業の中から代表企業として、建設企業（後記（２）②（イ）のJVの場合は代表構成員）を定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとします。

(イ) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うものとします。

③ 複数応募の禁止

参加グループの構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係又は人的関係のある者（※）は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとします。

（※）資本関係のある者

以下のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

（※）人的関係のある者

以下のいずれかに該当する者。ただし、(ウ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

(ウ) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合。

(エ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

④ その他

(ア) 構成企業から業務を直接受託する者を協力企業とします。

(2) 入札参加者の参加資格要件

① 構成企業の共通資格要件

参加グループのすべての構成企業は、次のいずれにも該当しない者として、

(ア) 泉南市建設工事等指名停止要綱又は阪南市入札参加停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者。

(イ) 泉南市暴力団等排除措置要綱又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づ

く入札参加除外の措置を受けている者。

(ウ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。

又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

(エ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

(オ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者(「2(1)③複数応募の禁止」を参照)。

(カ) 審査委員会(「5 落札者の決定方法」で規定)の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者(「2(1)③複数応募の禁止」を参照)。

(キ) 次のいずれかに該当する者

a 次のいずれかに該当する破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。

(a) 旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

(b) 民事再生法(平成 12 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

(c) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。

(d) 旧破産法(大正 11 年法律第 71 号)又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産の申立て、又は旧和議法(大正 11 年法律第 72 号)に基づき和議開始の申立てがなされている者。

b 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。

(a) 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。

(b) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。

(c) 禁固以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。

(d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経

過しない者。

(e) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人  
が上記のいずれかに該当する者。

c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2  
条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しな  
い者がその事業活動を支配する法人。

d その者の親会社等が a から c までのいずれかに該当する法人。

## ② 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は、入札参加資格の審査申請の日において、それぞれ  
次に掲げる要件をすべて備えていることとします。

### (ア) 設計企業

設計企業は、次の要件をすべて満たしていることとします。なお、複数の者が  
業務を分担する場合は、統括する設計企業をおくものとし、統括する設計企業は  
以下に示す a~d の要件のすべてを満たし、その他の設計企業は少なくとも a~c  
を満たしていること。

a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づ  
く一級建築士事務所として登録されていること。

b 泉南市入札参加資格もしくは、阪南市入札参加資格を有していること。

c 延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の公共工事（以下「参加資格要件工事」という。）の実  
施設計の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して  
過去 10 年間に竣工したものに限る。

d 設計企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ  
恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管  
理等を行う者をいう。）を配置できること。

### (イ) 建設企業

建設企業は、単体もしくは、次の a の要件を満たす特定建設工事共同企業体（以  
下「JV」という。）とします。単体の建設企業または、JV の構成員は、次の b か  
ら f の要件をすべて満たしていること。なお、f の要件については、JV の構成員  
のうち 1 社が満たすことで可とし、また、JV の構成員で、建設業法第 3 条第 1  
項の営業所のうち泉南市内もしくは阪南市内に本店を有する者（公告日において  
泉南市内もしくは阪南市内に本店を有しない者を除く。以下「市内建設業者」と  
いう。）にあつては、e の要件を除くものとします。

a JV を結成する場合は、共同施工方式（以下「甲型 JV」という。）によるも  
のとし、次の要件をすべて満たしていること。

(a) JV には、市内建設業者が構成員として 1 人以上含まれること。

(b) JV の代表構成員は出資比率が構成員中最大である者であつて、単独の企業

であること。

(c) JV の構成員数は 2 者又は 3 者であること。

(d) 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。

※甲型 JV の詳細については国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000101.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html) 参照のこと。

b 泉南市入札参加資格もしくは、阪南市入札参加資格を有していること。

c 特定建設業の許可を得ていること。

d 「建築一式工事」について、公告日における建設業法第 27 条の 23 の規定する経営事項審査の結果による総合評定値が、1,500 点以上の者であること。なお、市内建設業者が 1,500 点以上の者と共に組成する JV の構成員となる場合においては、800 点以上の者であること。

e 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JV として有する工事実績については、以下の条件を満たす場合に限るものとします。

・ 2 者の場合、出資比率 30%以上。

・ 3 者の場合、出資比率 20%以上。

f 次の要件をすべて満たす建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者を専任かつ常駐で配置できること。

(a) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。

(b) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去 6 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

大阪府泉南市樽井一丁目 1 番 1 号

泉南市 市民生活環境部 環境整備課

TEL 072-483-9871

FAX 072-483-0206

電子メールアドレス： [kankyou@city.sennan.lg.jp](mailto:kankyou@city.sennan.lg.jp)

#### (2) 入札の参加に必要な書類の公表及び交付

入札の参加に必要な書類は、本市ホームページ

(<http://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/shiminseikatu/kankyoseibika/kankyoseibikakari/kasoujou/index.html>) より、ダウンロードして下さい。

(3) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載の内容に関する質問の受付を次の要領で行います。

ア 提出期間

平成 28 年 4 月 11 日（月）の午前 10 時から 4 月 15 日（金）の午後 5 時必着

イ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等質問書提出届」及び各「入札説明書等質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出してください。

ウ 回答・公表

入札説明書等に関する質問に対する回答・公表を次の要領で行います。

公表予定日 平成 28 年 4 月 22 日（金）

原則、市のホームページ上で公表します。

(4) 参加表明書、参加資格審査申請書類等の受付、場所及び方法

ア 提出日時

平成 28 年 4 月 25 日（月）の午後 1 時から平成 28 年 4 月 26 日（火）午後 5 時まで

イ 提出場所

大阪府泉南市樽井一丁目 1 番 1 号 泉南市 市民生活環境部 環境整備課

ウ 提出方法

代表企業が持参により提出してください。

(5) 基本設計書に関する質問の受付

ア 提出日時

平成 28 年 4 月 27 日（水）の午前 10 時から平成 28 年 5 月 2 日（月）午後 5 時必着

イ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「基本設計書質問書提出届」及び各「基本設計書質問書」に記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出してください。

ウ 回答・公表

原則として、質問受付後 7 開庁日以内に、「基本設計書質問書提出届」に記載した提出者の電子メールアドレスへ個別に送信することにより回答を行います。

(6) 入札書類（提案書を含む。）の受付、場所及び方法

ア 入札日時

平成 28 年 6 月 10 日（金）午前 9 時 30 分～午前 12 時

イ 入札場所

大阪府泉南市樽井一丁目 1 番 1 号 泉南市市民生活環境部 環境整備課

ウ 入札方法

代表企業が持参することにより提出してください。

エ 提出書類

入札説明書を参照してください。

(7) 開札

ア 開札日時

平成 28 年 6 月 10 日（木）午後 3 時

イ 開札場所

大阪府泉南市樽井一丁目 1 番 1 号 泉南市役所 別館 1 階 会議室 1

ウ 開札方法

開札には、入札参加者の立会い（入室は 1 入札参加者につき 2 名まで）が可能なものとし、立会を希望する入札参加者は、開札時間の 10 分前までに、開札会場に集合して下さい。

(8) 入札保証金

入札予定価格の 100 分の 3 に相当する額以上とします。ただし、泉南市財務規則第 111 条に該当するときは、入札保証金の納付は免除となります

(9) 入札にあたっての留意事項

ア 本件入札説明書の承諾

応募者は、本件入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

イ 費用負担等

入札書類等の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

ウ 公正な入札の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはなりません。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。

エ 入札の中止・延期

入札が公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

オ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

(ア) 入札参加資格がない者のした入札

(イ) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (ウ) 代表企業以外の者のした入札
- (エ) 入札書類等に虚偽の記載をした者の入札
- (オ) 記名押印を欠く入札
- (カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- (キ) 応募者及びその代理人のした 2 以上の入札
- (ク) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (ケ) その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 本件事業に関する提案内容を記載した提案書（事業提案）の取扱い

ア 著作権

本事業に関する事業提案の著作権は入札参加者に帰属します。ただし、事業者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は事業提案の全部又は一部を使用できるものとします。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとします。

ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。

エ 入札書類等の変更禁止

入札書類等の変更はできない。ただし、事業提案における誤字等の修正についてはこの限りではありません。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とします。

4 落札者の審査方法

落札者の審査は、市が参加資格を有すると認めた者について、落札者決定基準に基づき行い、提出された書類及びプレゼンテーションにより審査します。

5 落札者の決定基準

別に公表する落札者決定基準に基づき、(仮) 泉南阪南共立火葬場建設事業審査委員会が入札書類及び事業提案により審査します。市は審査結果を踏まえ落札者を決定します。

6 落札者の公表

入札結果は、平成 28 年 6 月中旬に応募者の代表企業に文書で通知し、併せて落札結果を泉南市のホームページ上で公表する予定です。なお、電話等による問合せには応じません。

7 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 本事業は、市議会の議決に付さなければならない事業であるため、先ず仮契約を締結し、

議会の議決を得た後に当該仮契約をもって本契約とします。

- (3) 落札者として確認され、仮契約を締結した後であっても、本契約としての効力が生じるまでの間に契約を締結することが適切でない事情が生じたときは、仮契約を解除します。

#### 8 契約保証金等

事業者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を事業契約と同時に納付しなければなりません。

#### 9 支払い方法等

契約書（案）に記載します。

#### 10 その他

- (1) 契約締結に至らなかった場合

落札者となった入札参加者との契約締結に至らなかった場合は、市は審査結果において、落札者に次いで総合評点が高かった入札参加者と随意契約の交渉を行うことが出来るものとします。

#### 11 問い合わせ先

大阪府泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市 市民生活環境部 環境整備課

TEL 072-483-9871

FAX 072-483-0206

電子メールアドレス： [kankyou@city.sennan.lg.jp](mailto:kankyou@city.sennan.lg.jp)